

I. 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

1. 趣旨

仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

2. 内容

(1) 育児休業等の取得の状況に関する目標

目標 1：計画期間における男性の平均育児休業取得率を50%とし、平均取得日数5日を促進する。

<取組内容>

- 令和8年4月～ 各職場における休業者の業務をカバーする体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、多能工化など）・実施
- 令和8年6月～ マタニティハラスメント、育児ハラスメントなど、ハラスメント防止教育を実施し、相互理解を促進する。

(2) 労働時間の状況に関する目標

目標 2：フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定外休日労働の合計時間数を10時間未満とする。

<取組内容>

- 令和8年4月～ 引き続きノー残業デーや定時退社日を設定して徹底する。（前計画期間で掲げた取組）
- 令和8年4月～ 引き続き職員の各月ごとの残業時間等の労働時間の状況を把握する
- 令和8年4月～ 引き続き各人の力量と部署の業務量に対応した人員配置を検討する

II. 女性の活躍に関する情報の公表

女性活躍推進法に基づき以下情報を公表します。

- ・労働者に占める女性労働者の割合：24%（令和8年3月31日現在）掲載日 令和 8年 6月 1日